

●香川県告示第378号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成24年8月10日から同月24日まで高松市東部漁業協同組合において縦覧に供する。

平成24年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市本町3番3号 片岡 圭三

高松市木太町7区3030番地 大見 信弘

高松市多賀町2丁目4番1号 玉浦 功次

2 加入区の名称

高松東部加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高松市東部漁業協同組合